

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (R7・4・17 第156回総会；東御市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省
	☐ 県	担当部局課室	企画振興部地域振興課
	☐ その他	名 称	
件名	地域おこし協力隊員の活動に要する経費に対する財政措置の対象期間の拡大について		
提案市	東御市		
提案要旨	「地域おこし協力隊」の活用推進に向けた財政措置において、対象から除かれている育児等に係る活動中断期間の経費は、復帰や定住など将来の隊員活動の継続に必要な経費であることから、当該期間の経費も特別交付税措置を講じられるよう財政措置の対象期間の拡大を要望する。		
提案理由	地域おこし協力隊推進要綱では、隊員が産前産後又は育児のために地域協力活動を中断する期間が生じた場合、その期間は財政措置の対象となる期間から除くとされており、期間中の報償費や住居の借上費など、隊員の必要経費は特別交付税措置の対象とならない。 しかし、勤務地での出産、子育ては、推進要綱が掲げる地域との信頼関係の構築や活動終了後の定住・定着に繋がるものであり、財政措置の対象外期間であっても、その期間の隊員に対する生活、財政の支援は、隊員が復帰後に地域で活動していくうえで必要なものとする。 推進要綱では、地域への定住・定着を図る自治体の取組みについて、総務省として必要な支援を行うとしており、育児等に係る活動中断期間の支援は定住・定着に繋がる必要かつ重要な支援であることから、当該期間も財政措置の対象とするよう要望するものである。		
現状及び課題等	本市において該当者がいるが、期間中の報酬等は特別交付税措置の対象ではないため、一般財源を充当しての支払いを行っている。 多くの自治体では、隊員の経費を特別交付税に頼っており、また、特別交付税の充当が可能であるから、隊員を採用している実態もある。 財政が厳しい自治体では、妊娠・出産を理由に雇用契約を更新しない可能性もあり、このことは隊員の不利益とともに、自治体にとっても地域に定着しようとする貴重な人材の流出に繋がるものと考えられる。		
関係法令	地域おこし協力隊推進要綱		